

電子交付について

当社ではお客さまへ交付することが法令により義務づけられている書面およびその他当社がお客さまに交付する書面のうち、第1条で定める書面（以下、「対象書面」といいます）を、紙媒体に代えて電磁的方法により交付（以下「電子交付」といいます）します。

第1条（対象書面）

対象書面の種類は、下記の銀行法、金融商品取引法（銀行法により準用されているものも含む）及び関連する法令諸規則に定められている書面並びにその他当社所定の当社ウェブサイトに掲載している書面とします。

- (1)金融商品取引法第37条の3第2項に規定する「契約締結前交付書面」
- (2)金融商品取引法第37条の4第2項に規定する「契約締結時交付書面」
- (3)銀行法施行規則第14条の11の25第1項1号に規定する「外貨預金等書面」
- (4)銀行法施行規則第14条の11の25第1項3号に規定する「契約変更書面」
- (5)銀行法施行規則第14条の11の29第1項3号に規定する「当該変更すべき記載事項を記載した書面」
- (6)金融商品取引法第37条の5第2項に規定する「保証金の受領に係る書面」
- (7)金融商品取引業等に関する内閣府令第80条第1項第4号口に規定する「契約変更書面」
- (8)金融商品取引業等に関する内閣府令第110条第1項第6号口に規定する書面
- (9)取引残高報告書
- (10)損益証明書
- (11)注意喚起文書
- (12)確認書

第2条（電子交付環境）

電子交付を受けるためには、パソコンまたはスマートフォン（タブレット端末を含みます）を用いて、インターネットに接続できる環境が整っていることが必要です。また、書面は、PDFファイルとして作成しますので、PDFファイルを閲覧・印刷できる環境またはPDFファイルをダウンロードのうえ閲覧・印刷できる環境を有していることが必要です。

第3条（電子交付の方法）

お客さま専用のファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じお客さまの端末にて閲覧していただくことにより、交付を行います。

第4条（紙媒体による交付）

電子交付を受ける書面については第5条2項の場合を除き紙媒体による交付は行いません。紙媒体が必要な場合は、当該書面をお客さまご自身で印刷するものとします。

第5条（免責事項）

1. 通信回線、通信機器、コンピューターシステムおよび機器等の障害による電子交付の遅延、誤作動、不能、または受領した情報の誤認等については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はその責任を負いません。
2. 法律の変更等、何らかの理由が生じた場合、または当社が必要と判断した場合には、当社は電子交付ではなく既に電子交付された書面も含めて紙媒体により交付等を行う場合があります。
3. 当社は、電子交付することを承諾されたお客さまに支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ、お客さまに変更内容を通知することにより、お客さまの承諾を得ることなく、電子交付の種類および内容を変更することがあります。

第6条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以 上

（2020年4月1日現在）